（注１）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）その発行済株式(その有する自己の株式を除く。（２）において同じ。)の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下（１）において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社(次の①から③までに掲げる会社をいう。（２）において同じ。)の所有に属している会社

①　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

②　当該大規模法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

③　当該大規模法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（２）（１）に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

（注２）下記以外の会社

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。）　又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社

（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第九の十五（第１４条の１３第２項関係）

革新的技術研究成果活用事業活動計画の不認定通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった革新的技術研究成果活用事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。